

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

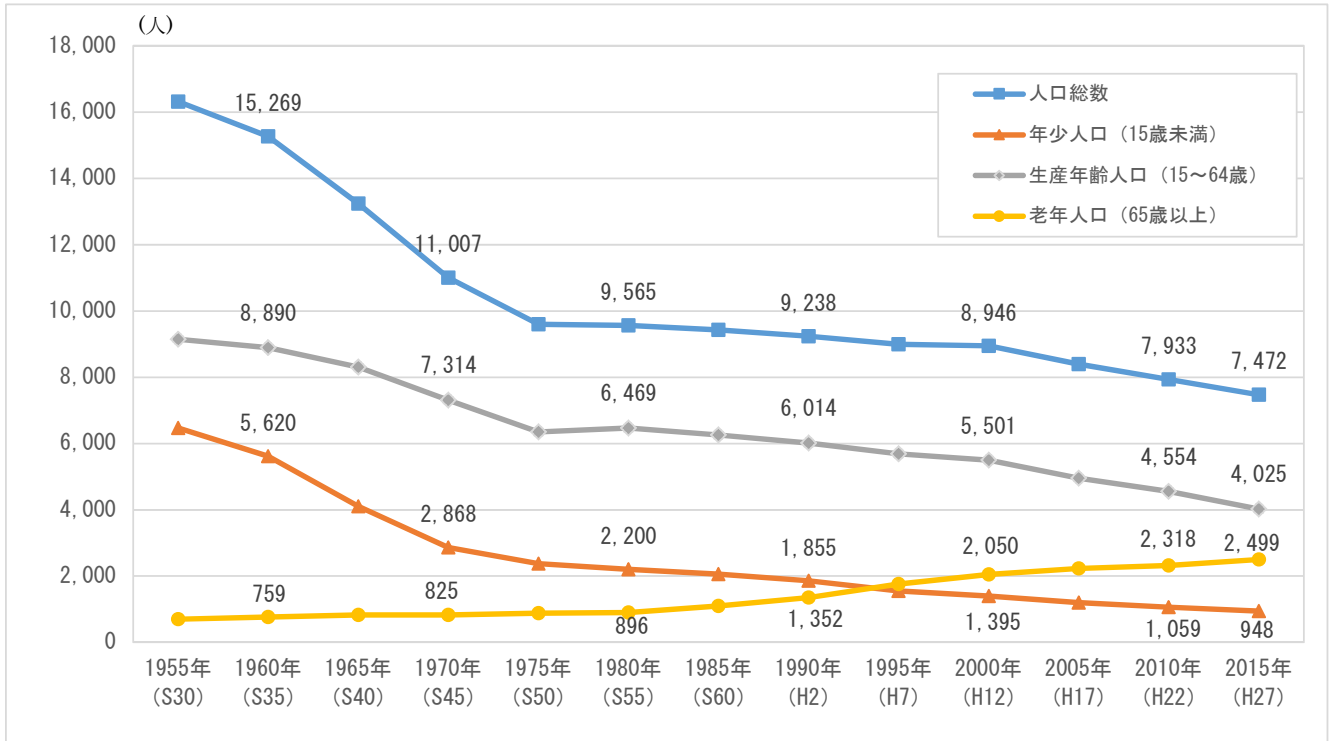
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

①大空町の人口等の推移

本町の人口は、1950年代後半から1960年代の高度経済成長期に都市部への人口移動が生じたことにより、1955（昭和30）年の16,316人をピークに減少が急激に進み、1975（昭和50）年には、10,000人を下回った。その後、減少のスピードは緩やかになり、1990（平成12）年まで9,000人前後で推移してきたが、2000年代に入り、減少のスピードが徐々に増し、平成27年の国勢調査では人口は7,360人、世帯数は2,874世帯となっている。

年齢3区分別人口については、長期的な少子高齢化傾向が続くなか、1990（平成2）年までは、年少人口（15歳未満）が老年人口（65歳以上）を上回っていたが、1995（平成7）年に逆転し、以降も老年人口は増加を続ける一方、年少人口は生産年齢人口（15～64歳）とともに減少を続けている。【表1参照】

【表1】総人口と年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査（人口総数には年齢不詳を含む。）

※平成17年までの数値は、旧女満別町と旧東藻琴村の合計

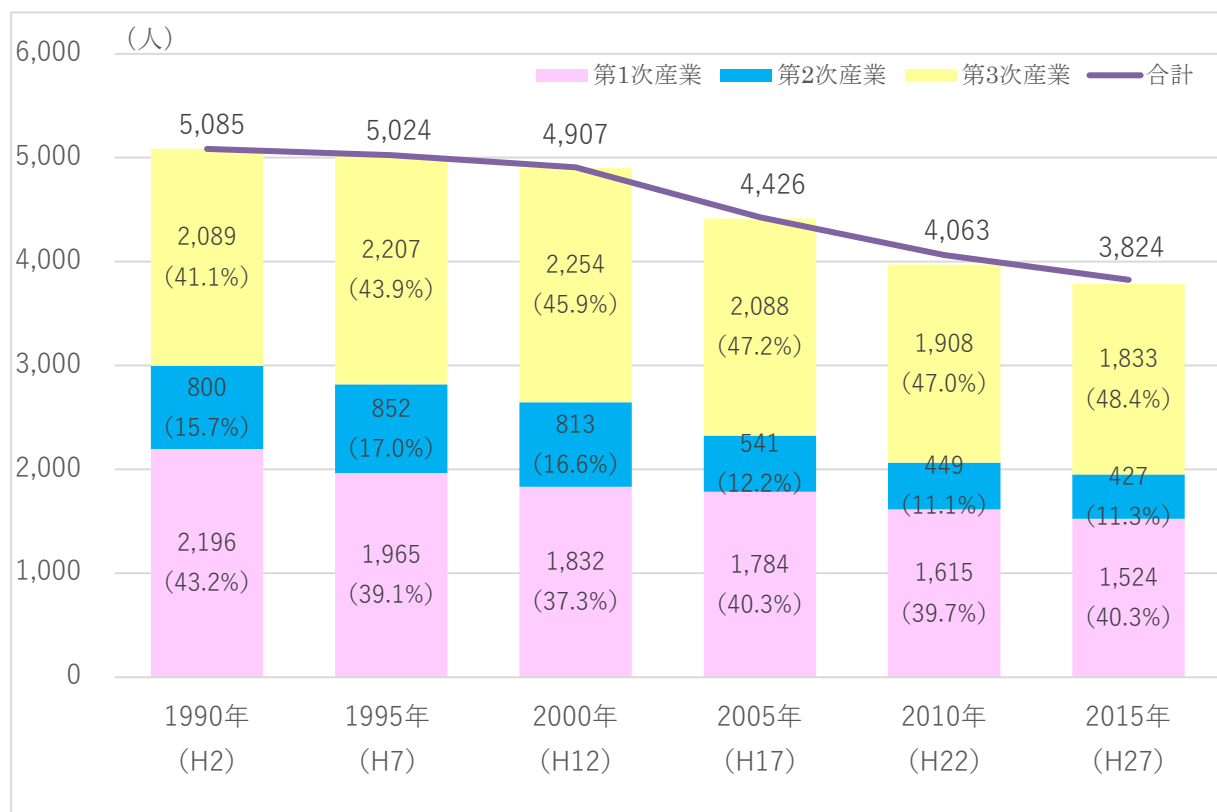
②産業構造

平成27年10月1日の国勢調査によると大空町の就業人口は3,824人で、人口に占める割合は51.9%であり、このうち、農林水産業である第1次産業は、1,524人（39.85%）、製造業や建設業などの第2次産業は427人（11.16%）、小売業やサービス業などの第3次産業は1,833人（47.93%）となっている。

平成12年から平成27年までの推移をみると、全体の就業者数は4,907人から3,824人と15年の間に1,083人が減少しており、人口と同様に就業者数も減少傾向にある【表2参照】。

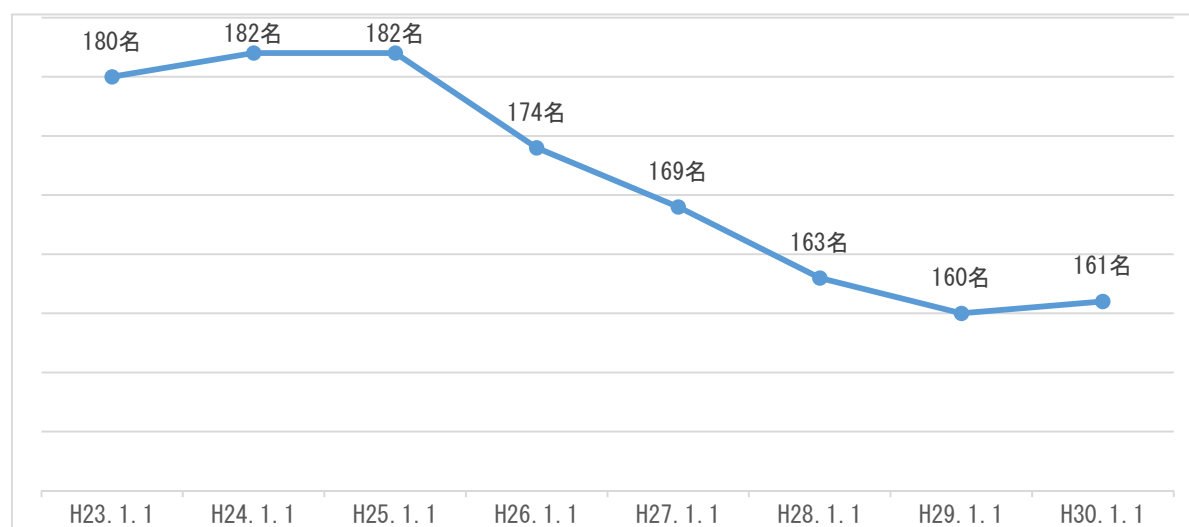
また、大空町商工業者数も年々減少しており、事業を営む者の高齢化、後継者不足が課題となっている【表3参照】。

【表2】産業別就業者数の推移



出典：国勢調査（平成27年）

【表 3】大空町商工会会員数の推移



出典：大空町商工会

(2) 目標

近年、大空町では第2次産業、第3次産業とも就業者の減少傾向が続いており、特に第2次産業の減少が目立ち、割合も低下している。

品質の高い農水畜産物が大空町では多く生産されていることを踏まえ、地域の資源を活かした物産、特産品の開発や大空町のブランドの強化、イメージアップなど、農業（第1次産業）を軸とした、第2次産業、第3次産業との連携による「6次産業化」の推進が期待されている。

その6次産業化の受け皿づくりとして、加工（第2次産業）、販売（第3次産業）との連携が不可欠であるが、現状では第2次、第3次産業が減少傾向にあるため、新たな設備投資を促し、労働生産性を維持していく必要がある。

そのためには、様々な助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を向上させ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、持続的な地域経済の発展を目指す。

これを実現するために、計画期間中に新たに3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大空町内の産業構造は、ひとつの産業に偏在しておらず幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大空町は、平成18年に合併して誕生した町であり、女満別地区、東藻琴地区の中心市街地に多くの小売店や製造業が立地し、農業者の中には農産加工品の製造・販売を行っている事業者もあり、町内各地に点在していることから、大空町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

大空町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいえず、本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、多様であることから、本計画における対象事業は、労働生産性が年平均3%以上向上する事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。